

高齢者虐待の種類

種類	虐待行為	具体例
身体的虐待	暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。	<ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする、殴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる。 ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして身体拘束をする。
介護や世話の放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族がその提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚がよごれていたりする。 ・空腹状態が長時間に渡って続いていたり、脱水症状や栄養失調の状態になっていたりする。 ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり、使わせなかったりする。
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。	<ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触、性行為を強要する。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。

高齢者虐待の捉え方

高齢者虐待の定義等に加えて、具体的な高齢者虐待対応をするために知っておきたい基本事項について紹介します。

●虐待をしているという「自覚」は問いません

介護者等の「虐待をしている」という自覚の有無に関わらず、その行為の結果として、客観的に高齢者本人の権利が侵害されている状態となっていれば、虐待と捉えて支援を行っていく必要があります。

平成17年東京都福祉保健局の調査の結果によると、虐待者の約半数に虐待をしているという自覚がありません。また、高齢者が「生命にかかわる危険な状態」になっていても虐待者の約半数に自覚がありません。特に介護や世話の放棄・放任事例では7割以上の虐待者に自覚がありません。

●高齢者本人の「自覚」は問いません

高齢者本人が虐待を受けていると自覚しているかどうかは問題になりません。

本人に自覚がなくても、客観的に権利侵害の状態に置かれているような場合には、高齢者虐待と捉えて、必要な介入をするなど支援を行っていく必要があります。

虐待を受けている高齢者の心理として、自分が不適切な扱いを受けていると感じながらも、介護をしてもらっているという罪悪感や家族をかばう気持ちになっていると考えられます。また、不適切な扱いが常態化することによって適切な判断ができない状況に陥っていることがあります。認知症により、虐待の事実を認識できないケースもあります。

●高齢者虐待かどうか判断しがたい「グレーゾーン」への対応

高齢者虐待かどうか判断しがたい事例でも、高齢者本人の生活に支障や不利益が生じていれば、何らかの支援を行うことにより、状態の改善を図ることが必要です。

現段階では虐待かどうか判断しがたい事例も、深刻な虐待にならないように予防する観点から、常に「虐待があるかもしれない」という認識で、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応を取ることが必要です。

●「介護や世話の放棄・放任」の捉え方

「虐待の自覚なし」は、虐待者の介護・世話についての知識や技術が不十分であったり、介護する家族等が許容範囲を超えて抱え込んだりしていることにより、結果的に虐待の事態を招いている場合があると考えられます。

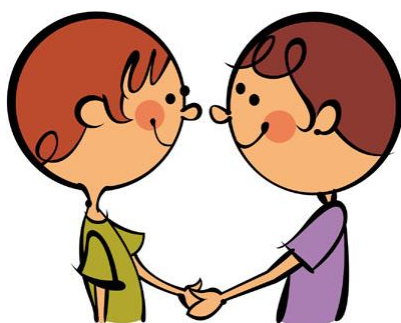
家族等が無理なく介護できるように、介護サービスの導入や見直し、介護の方法、介護に対する心構えなどを必要に応じてアドバイスすることも必要です。介護者教室や家族介護者交流事業の利用を呼びかけていきます。



高齢者虐待対応の関係機関及び関係職員の役割

高齢者虐待に迅速かつ適切に対応していくために、正しい知識と対応力を身につけることが重要です。また、高齢者虐待に対する共通認識を持っておくだけでなく、地域においても、早期発見・見守りなどそれぞれの立場で状況に応じた役割を認識した上で、相互の連携・協力が必要です。

関係機関	役割	備考
東かがわ市 地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の通報受付、届出に対する相談、指導及び助言 ・通報等に対する事実確認 ・居室の確保 ・立入調査 ・警察署長に対する援助要請 ・面会の制限 ・養護者の支援 ・相談窓口の周知 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に基づく成年後見制度の利用に係る審判の請求 	東かがわ市成年後見制度利用支援事業の活用(市長申立て)
	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談、支援 ・権利擁護、高齢者虐待防止 	
東かがわ市 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に基づく措置ショートステイ、グループホーム、特別養護老人ホーム等への入所 	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない事由がある場合は、家族が反対でも「措置」が可能 ・当該施設が定員超過になっても緩和措置あり
民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、人権擁護委員等	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り、声かけ、訪問 ・行政への相談、連絡 	



養護者による高齢者虐待の防止、早期発見

★認識を高める★

高齢者虐待の防止、早期発見のためには、まず私たちが虐待に対する正しい知識を持ち、虐待を起こさせないよう高齢者と養護者を支援し、見守っていく地域づくりが必要です。

高齢者虐待は特別な家庭だけに起こるものではなく、介護が必要な高齢者だけが受けるものでもありません。自立した高齢者ほど介護や見守りの対象から外れてしまうため、発見が遅れてしまう可能性があります。

また、高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、市町村に通報するよう努めなければならないとされています（第7条第2項）。さらに、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には速やかに市町村に通報しなければならないとされています（第7条第1項）。

高齢者虐待が疑われる場合には、高齢者本人、介護者、あるいはその周囲や生活環境に、普段とは異なる何らかの兆候（サイン）が現れていると思われます。そのサインから気づき、何らかの支援に繋げることができれば、深刻な事態を防ぐことができると考えられます。

★認知症を理解する★

虐待が起こる背景には「介護疲れ」「高齢者本人と虐待する側の人間関係」「経済的困窮」「排泄介助の大切さ」などさまざまな要因がありますが、認知症や寝たきりの程度が重くなるほど「介護疲れ」の割合が高くなっています。

平成17年度厚生労働白書では、支援を要する認知症高齢者数は、2002年の約150万人から2015年には250万人、2020年には323万人と大幅に増加すると予測されています。認知症高齢者の増加に伴って、高齢者虐待の増加が懸念されています。虐待増加を防止していくためには、認知症に対する正しい知識と介護方法の習得が必要です。

高齢者虐待の防止、早期発見をし、深刻な事態を防ぐためには、地域の皆さまや医療、介護、福祉関係者の方のご協力が必要です。証拠や根拠は無くても結構です。“何だか気になる”高齢者の方がいらっしゃれば、ご連絡ください。

高齢者虐待防止法第8条に基づき、通報いただいた方の情報を漏らすことは一切ありません。安心して暮らせる街づくりができますように、地域での見守りにご協力ください。



★相談窓口★

東かがわ市地域包括支援センター

TEL 26-1261